

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第1回大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。1番、佐々木慶一君及び2番、下村義則君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの15日間と決定いたしました。

○

日程第3 諸般の報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告を行います。

議長会等の動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますのでごらん願います。なお、詳細につきましては、関係書類が事務局にございます。

次に、本日までに受理した請願は、会議規則第91条及び92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

以上で私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会の報告、岩手県沿岸南部広域環境組合議会の報告並びに岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告は別紙のとおりです。ごらん願います。

日程第4 町長並びに教育長施政方針演述

○議長（小松則明君） 日程第4、町長並びに教育長の施政方針演述を行います。

初めに、町長の演述を求めます。町長、御登壇願います。

○町長（平野公三君） 本日ここに、平成29年第1回大槌町議会定例会の開会に当たり、29年度の町政運営に臨む私の所信の一端を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

あの忌まわしい東日本大震災から間もなく6回目の3月11日を迎えようとしております。改めて、震災で犠牲になられた方々に衷心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、今なお応急仮設住宅などにおいて不自由な生活を余儀なくされております町民の皆さんに、改めて心からお見舞いを申し上げます。また、大槌から離れた地においても、大槌を思い、復興を応援いただいている皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

震災から6年、先の見えない状況にあったあのころから、1日も早い復旧・復興をなし遂げる思いは、私が町長就任後2回目の予算編成を迎えて、より一層強くなってきたところであります。

大槌町の復興は道半ばではありますが、多重化した防災機能を持つ災害に強いまちづくり、被災した町民生活の再建、地域経済の振興等を目指し、これまでさまざまな課題に対して、議会を初め、町民の皆さんと一丸となって、全国からの応援のもとに復興に邁進して、まいりました。

就任後、私は机の上だけで考えずに現場に足を運ぶ「フットワーク」、町民や大槌町を大切に思う人たちと膝を突き合わせながら得た意見、要望、思いを情報として収集し発信する「ネットワーク」、職員がまちづくりに自信と誇りを持って職務に当たってもらう「チームワーク」の3つの「ワーク」を政治姿勢として復興まちづくりに取り組んでまいりました。

この3つの「ワーク」への自己評価とすれば、及第点には及ばなかったと思います。特にも、「ネットワーク」のあり方には不十分さを強く感じております。今後は行政施策の方向性を議論する場合における住民参加の会議・懇談会において、住民の方々の満足度、つまりまちづくりに参加しているという意識を高めることが必要だと考えています。「会議・懇談会が変われば、まちが変わる」をモットーに、本音ベースで意見交換ができる会議等の持ち方・進め方を改めて模索してまいります。

29年度から大槌町復興基本計画の最後の2年間である「発展期」に入ります。震災と復興の取り組みで得られた経験や教訓を生かし、復興を機に培ったつながりやきずなを大切にしながら、人々が実感できる復興を目指す「大槌町の道しるべ」とすべく、第3期復興計画実施計画の策定に着手してまいりました。

今定例会では、復興計画最後の2年間である第3期復興計画実施計画を上程しております。この実施計画の策定に当たっては、これまでのさまざまな課題に対して的確に対応するため、昨年度実施した事業見直しからさらなるブラッシュアップを図ったところであり、今後は計画の着実な実施を通じて、1日も早い復興を進めるとともに、より一層の発展を図り、次の中長期的なまちづくりビジョンである「第9次大槌町町勢発展計画」につなげてまいります。

また、人口減少対策は震災前から続く大きな課題であり、町民とともに課題解決に向けて歩み出していくため、地方創生総合戦略に掲げる施策の展開と外部評価を行ったところであり、行政内の連携だけではなく、外部評価での委員の意見・提言を踏まえ、町民、地域の団体などさまざまな主体と分担・協働する仕組み、仕掛けを進め、「住み続けたい、訪れてみたいまち」となるよう、魅力あふれる町を創造することを目指してまいります。

震災によって被災した市街地を再形成するには、土地造成をするだけではなく、市街地に住民を誘導し、商業者を中心部に呼び込み、御社地復興拠点施設や大槌駅の整備によって市街地に新たな動線を生み出し、そこに住む人々のにぎわいを再生させる必要があります。

このため、地権者の土地利用意向調査や被災者の再建意向調査に基づく「見える化」の結果に基づき、空き地バンクを実施して未利用地を流動化させ、市街地の形成と大槌町への定住を推進することにより地域の活性化を図ってまいります。あわせて、土地流動化の促進と区画整理区域内での再建を迷っている方々への誘導政策として、補助制度を実施し、市街地活性化の取り組みを強力的に推進してまいります。

震災後、地域住民や旅館業などの事業者、サーファーなどの利用客が熱望している浪板海岸の砂浜再生に関しては、要望書の提出とあわせて個別に国や岩手県と協議を進めてきたところであり、私自身、直接県に出向き、県の関係部局長や振興局長などとの協議を行ってきたところであり、砂浜再生のため、今後も粘り強く関係者と協議を重ね、砂浜再生の実現に努めてまいります。

平成28年8月に発生した台風10号による河川被害を受け、県では大槌川源水地域の河川改修や、小槌川の一部で河道掘削を実施することとなっております。町としても、準用河川大槌川の河道掘削に着手し、河川断面を広げ、減災を進めてまいります。

また、農林業の被害への対応については、国の補助対象となる事業規模の大きい被害は、農地、農業用施設24カ所、林道1路線であり、現在、震災の復興工事等と同時進行のため入札不調も出ておりますが、早急に工事発注ができるよう、発注方法の見直しなどを検討してまいります。

復興を支える組織体制については、復興事業の完遂に向けて必要な人員の確実な確保を図りつつ、震災復興事業の進捗に伴う応援職員の減少等を見据え、復興期間終了後の人員と適切な規模で行政運営ができるよう、事務事業と組織体制の見直しを引き続き進めてまいります。また、復興後の町政運営を担うプロパー職員の人材育成や、年齢構成を踏まえた持続可能な組織の構築のため、研修の充実や人事評価制度の適正運用を図ってまいります。

新年度予算につきましては、発展期である第3期復興計画実施計画に掲げる事業を予算化しており、今後より一層復興事業並びに町並みの再生を強化すべく前進させてまいります。

また、29年度は民間活力を引き出すとともに、市街地への町民の回帰と定住促進、さらにそれに続くなりわいの再生と効率的な公共交通により、中心市街地を活性化させ、コミュニティーづくりとあわせた町のにぎわいを取り戻すため、「にぎわい再生予算」として編成いたしました。

一般会計予算の総額は、前年度比で約29億円上回る548億8,000万円を計上し、そのうち復興関連事業費については、約474億円であり、前年度比で約24億円上回っております。

また、町税収入は28年度と比較して5.4%増の約9億8,000万円と緩やかな回復基調となっております。復興分の財源を除いた自主財源比率は、前年度では22%の13億円に対し29年度では24%の15億円となり、震災以前と同等の予算額となりますが、より一層自主財源の確保に向け努めてまいります。

今後は、人口減少による地方交付税の減少や復興後の公共施設の維持修繕等、町の財政状況は一層厳しさを増すことが予想されることから、復興後を見据え、持続可能な行政サービスを維持するため、行財政改革の検討にも着手してまいります。

なお、水道事業につきましては、29年度から金沢簡易水道事業及び白銀和野地区飲料水供給施設が大槌町上水道事業に経営統合することにより、簡易水道特別会計を上水道事業会計へ組み込んだ予算となっております。

29年度における具体的な施策であります。復興基本計画に掲げる4つの生活基盤において、第3期復興計画実施計画、各種計画が連動した施策を次のとおり取り組んでまいります。

初めに、空間環境基盤の取り組みであります。

まずもって、1日も早い住まいの確保を推進してまいります。

現在、ハード事業の方向性はおおむね固まり、盛り土工事や高台移転先の造成工事等が盛んに進み、復興後のまちの姿が徐々に見え始めてまいりました。

防災集団移転促進事業や土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業等の基盤整備事業も終盤に差しかかることから、工事スケジュールにおくれが生じないように進めてまいります。

29年度においては、全地区で住宅再建に着手する方がふえることから、この勢いをとめることなく、より一層恒久的な住環境の整備を進めてまいります。

次に、主な復興事業の進捗の見込みについて申し上げます。

土地区画整理につきましては、29年度中に町方、赤浜、吉里吉里地区で100%、安渡地区においても91%の使用収益開始率に達する見込みであり、早期に建設ができるよう進めてまいります。

防災集団移転の宅地整備につきましては、29年度中に全体の97%に当たる408宅地が完成する見込みであります。

漁業集落防災機能強化の宅地造成につきましては、浪板地区、赤浜地区の工事が完了する見込みであります。

今後においても、予定どおりに工事進捗が図られるようしっかりと進めるとともに、適時に情報を公表してまいります。

災害公営住宅の整備につきましては、今後、多くは防集団地及び土地区画整理区域内での建設を予定しており、29年度は年度別で最多となる244戸の完成を見込んでおり、全体の73%の完成率となります。現在も区画整理の使用収益開始に合わせて順次着工しており、被災者の方々の1日も早い生活再建が図られるよう着実に進めてまいります。

また、循環型道路網整備については、(仮称)三枚堂大ケロ間トンネルの30年度完成

を目指し、29年度はトンネル本体工に着手いたします。また、大榎橋架替工事も仮橋・仮道の設置、既存橋梁撤去に着手するなど、本格的な施工に入ります。さらに、臼澤橋に隣接して人道橋及び歩道設置に着手するなど、着実に進めてまいります。

三陸沿岸道路の工事は着実に進展し、平成29年1月には小鎚第2トンネルの貫通により、整備がより一層進むものと期待しております。大槌町としては、内陸と沿岸を縦横断する自動車専用道路の開通と国道340号立丸トンネルが30年度の全線開通を待ち望みながら、内陸部との交通網が一層進化することを踏まえ、内陸部との時間短縮と災害時における「命の道」としての役割が期待される、長年の悲願である土坂トンネルの事業化を目指し、町民が一丸となって国・県等に要望する体制づくりを再構築してまいります。

防災集団移転促進事業により取得した移転促進区域内の土地の利活用については、当町の重要課題であると認識しております。

このため、移転促進区域内の現状及び諸条件を整理し、土地利用計画を定めた上で、必要な整備計画、維持管理計画、利活用の制度化を検討してまいります。

防災・減災の取り組みであります。避難路整備については、桜木町に震災後初の避難路を新設しました。今後も緊急性と事業実施の可能性を精査した上で、順次整備を進めてまいります。

また、ソフト面の取り組みにおいては、洪水土砂災害時に確実かつ安全に避難していただくため、洪水土砂災害ハザードマップの作成に向け調整を進めているところです。このマップは、各地区の危険箇所や避難場所のほか、災害に役立つ情報を掲載し、台風シーズン前には皆さんにお配りしたいと考えております。

加えて、町民の方々の防災への意識高揚と地域間の連携強化を図るため、自主防災連絡会のほか、防災サポーター連絡協議会を創設し、地区防災計画の策定方法や災害対策に関する地区学習会をより一層進め、自助、共助の地域防災力を高める取り組みを進めてまいります。

また、昨年11月5日には、国連総会において定められた「世界津波防災の日」に、全町一斉の津波避難訓練を実施しました。訓練の反省点をブラッシュアップしつつ、今後も引き続き実施し、自助、共助、公助が一体となった地域防災の向上を図ってまいります。

震災の伝承については、「大槌町震災津波伝承事業に関する基本的な考え」を取りま

とめたところであり、震災の事実を「忘れない」、「伝える」、「備える」の3つを基本コンセプトとして、次世代に伝承する方法の検討を進めてまいります。

震災遺構のあり方については、特定の被災物ではなく、今回の震災による被災物全てを震災遺構と定義することとし、その活用に当たっては、将来の財政負担やそれぞれの管理者の意向を考慮した上、町としては積極的に保存するのではなく、利活用が可能な間、伝承事業等で活用していきたいと考えております。しかしながら、旧役場庁舎については、他の震災遺構と同様、町民それぞれの感情があることも事実であります。

震災伝承の3つの基本コンセプトの具現化に当たっては、(仮称)御社地エリア復興拠点施設を交流の玄関口として、震災に関する計画的・継続的な企画展示を行い、フィールドにおいては、町が整備する鎮魂の森や納骨堂、住民による「震災を忘れない木碑」や、町内各地に建設予定の鎮魂碑等でしっかり伝承してまいりたいと考えており、私の旧庁舎解体の方針は変わりません。ただし、解体予算の提案時期については、町議会の意見書を踏まえるとともに、町の復興状況を見きわめ、個別に判断するものとし、旧庁舎解体後の跡地の利活用計画とあわせて提案していくこととします。

交通環境の推進につきましては、復興の進捗を踏まえ、復興事業終了後の新しいまちに即した持続可能な公共交通体系を構築するため、28年度はその指針となる5カ年の計画として、大槌町地域公共交通網形成計画の検討作業を進めてきたところです。検討に当たっては、アンケートやワークショップなどで住民の意見やニーズを取り入れ、有識者の意見も参考に計画を取りまとめたところです。

また、平成31年3月には鉄道が復旧することにより、大槌駅舎と駅前広場の整備や鉄道の利用促進についても計画の中で検討することとしており、広く住民の御意見をいただきながら、親しまれる駅や持続可能な鉄道経営を目指して取り組んでまいります。

集会所の整備につきましては、小枕地区集会所の設計が完了し、29年度中の供用開始を目指し整備を進めてまいります。

また、地域で設置した集会所につきましては、平成28年3月に策定した集会所設置・運営の基本方針に基づき、老朽化が進んでいる建物の改修を支援してまいります。

被災前に第1分団第3部に併設されていた消防会館については、旧大槌中学校プールを解体し、跡地に災害復旧いたします。

消防会館は、消防団活動の拠点として消防力の強化に努めるとともに、源水地区のコミュニティ活動にも活用してまいります。

斎場整備につきましては、現在、用地取得に着手しており、29年度は造成工事、実施設計に着手し、人生の終えんにおいて厳粛に最後のお別れをする場としてふさわしい施設となるよう、早期の完成を目指し整備を進めてまいります。

マテリアルリサイクル施設整備については、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの抑制を抑える「リデュース」、ごみを再利用する「リユース」、ごみを再資源化する「リサイクル」の3Rを推進し、減量・資源化の促進を図るため、リサイクルセンターの更新を進めてまいります。

また、水道未普及地区では、昨今、異常気象等による水不足や、動植物の影響による水質悪化により、十分な飲料水や生活用水が確保できず、生活に支障が出ている町民もおられます。これまでも応急給水活動などの対応を実施してまいりましたが、根本的な解決とはなっておりませんでした。

このため、水道未普及地域に居住する町民の飲料水及び生活用水について、井戸や山水等を利用して水源確保する経費に対し、補助金を交付する制度を創設し、生活環境の改善を図ってまいります。

次に、社会生活基盤の取り組みであります。

子供からお年寄りまで誰もが支えられながら、住みなれた地域で安心して暮らし続ける地域の構築が求められております。

こうした地域の構築のためには、児童、障がい、高齢者、地域福祉の各般の計画に基づき、自助、互助、共助、公助の役割やそれぞれ機能し、有機的につながっていく必要があります。

特にも、障がい者福祉については、それぞれの障がい者が必要とする福祉サービスの提供を確保するため、29年度に第4期大槌町障がい福祉計画実施計画の改定を行うとともに、高齢者福祉についても、継続して健康な生活を送るための事業推進と地域包括ケアシステムの整備を推進することで、介護保険財政の適正な運営を図るための第7期介護保険事業計画の策定を進めてまいります。

さらに、29年度は国の改正自殺対策基本法に基づき、町として自殺対策計画を策定することとしており、これまで行ってきた傾聴活動やデイケア、生活相談の場のほか、社会福祉協議会や関係機関が取り組む活動とも連携し、総合的な自殺対策を実施してまいります。

また、介護職員や保育士等の専門職員の確保対策については、関係施設との意見交換

や県や国の施策を注視しながら、学生のころから専門職種に興味を持っていただく体験学習の機会を充実させるなど、今後も取り組みを続けるとともに、民生委員の確保については、民生委員の定数見直しとあわせ、空白地域の人選を地域の方々と連携しながら進めてまいります。

子ども子育て支援の充実強化につきましては、「今後の子育て支援の方向性について」に基づき、今後の町の乳幼児数を見据えた教育・保育体制や、多様な保護者ニーズへの対応のため、持続可能な教育・保育環境の整備に向け適切に取り組んでまいります。

具体的には、民間保育園等が行う施設整備への支援、障がい児保育や一時保育事業への財政的支援の強化、これまでに町内にはなかった病後児保育事業の実施に向け、民間保育園の協力を得て整備を進めてまいります。また、放課後児童クラブの本設整備もあわせて進め、子ども子育て支援の充実を強化してまいります。

なお、乳幼児への各種予防接種については、29年度からは釜石医師会の理解と協力を得て、医療機関での個別接種へ方法を統一し、保護者の利便性の向上を図ることとしております。

平成27年4月の介護保険法改正に伴い、介護予防事業が見直され、支援が必要な高齢者に対し、効率的かつ効果的な支援を行うことを目的として、介護予防・日常生活支援総合事業が平成29年4月から実施されることとなっており、町においても支援を必要とする高齢者を対象とした、介護保険事業所を含めた多様な担い手による生活支援メニューを検討し、実施に向け取り組んでまいります。

平成29年1月末現在、応急仮設住宅の入居状況は、設置戸数2,097戸に対し被災世帯戸数1,102戸であり、今年度末には被災者の入居割合が5割を下回る見込みであります。今後は、生活再建に伴い入居者がいなくなる棟もふえることから、30年度上半期までに応急仮設住宅を集約してまいります。また、これにあわせて、平成29年秋ごろまでに、特別な理由がなければ応急仮設住宅の入居延長が認められない特定延長に切りかえることといたします。

このように、復興が進み応急仮設住宅の環境が変化していく中、支援の内容も見直しが必要な時期を迎えております。これまで復興支援員協議会で行ってきた仮設団地の支援員配置事業については、規模を大幅に縮小しつつ、地域福祉のかなめである社会福祉協議会に業務を引き継ぎ、被災者の安否確認などの支援を継続してまいります。

また、被災者の再建に係る悩みや疑問に対しては、再建支援相談員を新たに配置し、

被災者がスムーズに再建できるようにサポートしてまいります。

さらに、まちづくりのハード整備が進む中、住民の方々が新たな居住の場での生活やなりわいが始まり、地域内でのつながりを住民の皆さんが育むことで、互助、共助の取り組みが生まれていくものと考えております。こうしたつながりを構築するため、今後も継続して地域コミュニティの形成のための支援を積極的に展開してまいります。

国民健康保険及び後期高齢者医療保険では、東日本大震災により被災した被保険者に係る医療費の一部負担金免除を、国及び県の財政支援を受け、平成29年末日まで免除期間を延長しており、引き続き被災者の被保険者が医療を受ける機会の確保を図ります。

また、国民健康保険では、30年度から県が財政の責任主体となり、市町村は引き続き保険給付、保険税の賦課徴収及び保健事業等を担うこととされていることから、県や県内市町村と連携し、円滑な制度移行の準備とともに、現行制度の健全な運営に努めてまいります。

また、大槌町地方創生事業として、28年度は初めて町が主体となった出会い応援イベントと結婚サポーター活動についての普及啓発講座を開催しました。29年度は出会い応援事業をさらに推進し、広く町民から結婚サポーターへの登録を呼びかけるなど、町ぐるみで出会いの応援体制を構築してまいります。

次に、経済産業基盤の取り組みであります。

農林水産業の振興については、昨年の台風10号の影響による営農活動への支障を低減させられるよう、まずは災害復旧を最優先に取り組みつつ、鳥獣被害への対策などにも引き続き注力してまいります。

林業ではこれまで、東日本大震災の被災木のうち、住民の安全等に影響する箇所に係る処理事業を優先してまいりましたが、その処理に一定のめどがついたことから、29年度からはその財源を町産木材の流通拡大など、林業振興策の強化に振り向けてまいります。

水産業では、水産物の生産量の回復に向け、魚市場への水揚げ拡大や磯根資源の管理を促進する事業を引き続き実施いたします。

地域の農林水産物の付加価値を高めるという6次産業化の目的に基づき、これらの施策を推進していくため、町内産品を生産することで付加価値が加えられ販売されることを通じ、ブランド化や所得の向上につながっていくよう取り組んでまいります。

商工業の振興については、町方地区等の住宅地の引き渡しにめどがついたことや、当

初平成28年度中の期限であった仮施設商店街などの撤去等に係る助成期間が1年半程度の延長を認められることもあり、商工業者の本設再建の動きが活発化してきております。

町では、中小企業被災資産復旧事業費補助金などの各種補助制度のほか、28年度は再建等の際の負担を軽減できるようおおちゃん融資制度を創設しました。また、復興特区法に基づいた町独自の計画が認定を受けたことで、製造業、観光業などに加えて、商業や工事・整備業等も税制等の優遇措置を受けられる対象を広げるなど、本設を目指す事業者の支援制度を充実させたところであります。

また、町内で新しい事業者の創出も促進すべく、国・県の起業支援とともに、町独自の起業促進補助金制度を継続し、29年度も引き続き商工会、金融機関などと連携し、これらの制度の周知を図るとともに、事業者の方々の復興への歩みを後押ししてまいります。

企業誘致の促進と雇用対策の強化については、震災後に立地協定を締結した5社のうち、28年度中までに4社が本格または部分操業しており、1社が平成29年中の操業開始を予定しております。

今後は、町内での就業先の拡大に向け、引き続き事業拡張計画等のある企業の把握に努めてまいります。

また、雇用のミスマッチなどによる労働力不足に対応するため、町外の学校への訪問による町内事業者のPR、ハローワーク等と連携した就職相談出張窓口や、UIターン就業支援事業助成金制度を継続するとともに、いわゆるプチ勤務と言われる超時短勤務といった多様な働き方の啓発に努めるなど、就業、雇用確保に係る施策を推進してまいります。

観光振興については、三陸ジオパーク推進協議会などの行政間連携に加え、観光資源の再生への取り組みである新山つつじの環境再生イベントと、民間イベントである新山高原ヒルクライムとの連動や、従来から町民が主役となる大槌まつりの見せ方に工夫を加えるなど、町民を含めた民間との連携が外部からも大きな評価を受けるなど、相乗効果があらわれてきております。

今後も、町民との連携・連動を強化しながら、町内の観光資源をより魅力的にブラッシュアップを図り、取り組みを進めてまいります。

町製品のブランド化については、販路開拓の機会の創出に引き続き取り組むとともに、

平成29年が郷土の先人である新巻鮭開発の祖、大槌孫八郎政貞の没後400年にあたることから、この機会を捉えておおつち鮭まつりなど情報発信を強化することで、より一層のブランド化を進めてまいります。

また、課題となっている観光物産協会の再構築につきましては、事務局を担う人材や資金の不足などを解決し、本来あるべき姿を実現するため粘り強く検討してまいります。

次に、教育基盤の取り組みであります。

大槌町に将来を担う活力があり、ふるさとに誇りを持つ大槌人を地域一体となって育成し、歴史や伝統、生活文化を発掘・再生し、新しい世代に伝えることが重要であります。

この後、教育長から詳しく教育方針については申し上げますが、28年度から大槌学園が義務教育学校、吉里吉里学園は小中一貫型小・中学校として新たにスタートいたしました。

29年度は、大槌型教育及び文化基盤の復興を中心としながら、図書館司書支援員を配置し、学校図書室と町立図書館の円滑な運営と連携強化に努め、児童生徒及び町民の読書活動の充実を図ってまいります。

また、児童生徒のいじめや不登校については、総合教育会議においても重点施策として取り上げ、大槌町いじめ防止基本方針及び心の健康観察等の結果をもとに、これまで以上に町、教育行政、学校、家庭、地域住民、関係機関が連携した取り組みを行い、児童生徒の安全・安心な教育環境を構築し、未然防止、早期発見、早期対応を推進してまいります。

大槌型教育のよりよい実践を目指すとともに、生涯を通じた継続的な学びの広がり確保するため、29年度から教育の推進の柱となる大槌町教育大綱を見直すとともに、就学前から学校教育12年間を通じた教育の柱と、それを支える学校・家庭・地域・行政の役割を明確にする大槌町教育基本条例の制定に向けて取り組んでまいります。

また、大槌高等学校のあり方については、29年度の入学者から2学級制となりますが、大槌高等学校の存続は人口減少対策において非常に重要であることから、大槌町地方創生総合戦略とあわせ、町内各学園で実施しているふるさと科の復興教育及び防災教育と大槌高校で活動している復興研究会とを結びつけ、将来のまちづくりに資する力を育成していくとともに、高校の魅力化と存続に関して、岩手県教育委員会、大槌高等学校とともに考え、より連携を深めてまいります。

生涯学習の促進につきましては、公民館活動や地域コミュニティーを積極的に進めるため、吉里吉里分館の建設工事に着手し、赤浜分館も整備に向けて進めてまいります。

また、スポーツを通じて町民の健康づくりや体力づくり、さらには競技スポーツの振興を図るため、野球場やサッカー場など、スポーツ施設の整備を総合的に検討してまいります。

郷土財の活用では、大槌の豊かな自然や歴史資源、文化財を後世に伝えるとともに、蓬莱島、浪板海岸、新山高原など、郷土財を有効に活用し、交流人口の拡大と観光事業に寄与していきたいと考えており、特にも町指定天然記念物のイトヨと湧水については、今後学習会や講座等を開催し、町民の理解を深めてまいります。

(仮称) 御社地エリア復興拠点施設につきましては、平成28年12月に建築工事に着手し、平成30年2月末の完成、平成30年4月の施設のオープン、同年6月の図書館開館を目指しております。

このため、完成までの間、現場見学会などのイベントの企画や、利用が想定される団体との連携を深めながら、利用率の高い、町民に親しみを持っていただけるような施設となるよう尽力するとともに、施設管理のあり方についても検討してまいります。

埋蔵文化財については、土地区画整理事業や防災集団移転事業における震災復興に伴う大規模な野外調査は既に完了しました。引き続き、罹災者を含む個人住宅等の遺跡調査や赤浜Ⅱ遺跡及び町方遺跡等の各遺跡の整理事業を進めてまいります。あわせて、遺跡調査で出土した遺物等の展示公開も進めてまいります。

埋蔵文化財に係る遺跡調査につきましては、引き続き岩手県教育委員会との連携・協力を得ながら、早急に調査を行ってまいります。

以上、私の町政運営における所信の一端を申し上げます。

結びになりますが、国の進める地方創生は、各市町村の自助努力を促すものであり、財政力の厳しい大槌町と財政力が豊かな自治体とで、同じ土俵で相撲をとっても勝ち目はありません。我々の土俵は、歴史・伝統・文化・自然を基盤とするものであり、それらの特質・特徴をさまざまに組み合わせることが、まちづくりの王道であると強く意識しているところであります。

「種の起源」の著者ダーウィンは、「力の強い種ではなく、変化に対応した種が生き残る」と述べております。また、日本ラグビー元コーチ、エディ・ジョーンズは、「日本代表は、オーストラリア代表のワラビーズやニュージーランド代表のオールブラック

スと同じラグビーをしている。これでは絶対に勝てない。それぞれの取り組み方・戦い方がある。」と話し、日本人らしい、日本人の体格に合ったラグビーを追求したことで、2015年ラグビーワールドカップ大会において、世界3位の南アフリカに劇的な逆転勝ちをおさめました。

私たちには、震災後、各方面から応援をいただく中で、国・県・関係団体・NPO・企業・大学等、新たな仲間ができました。このネットワークを能動的に活用し、情報の交換、ノウハウの共有を構築しながら、人口減少、高齢化の厳しい状況に立ち向かうため、町民の皆様とともに、「今、このときだからこそ考え、今、このときだからこそ行動」してまいりたいと思っております。

最後に、町民の皆様並びに議員の皆様の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

○議長（小松則明君） 次に、教育長の演述を求めます。教育長、御登壇願います。

○教育長（伊藤正治君） 平成29年第1回大槌町議会定例会の開会に当たり、平成29年度の教育行政の方針と主要な施策を申し上げます。

東日本大震災津波の発災から間もなく6年を迎えようとしています。

6年という歳月は、大震災直後の4月、大混乱の中、間借りした学校や施設で小学校に入学した児童が卒業を迎え、中学校に入学した生徒は高校を卒業し、進学や就職でそれぞれの新たな社会へと巣立つ時間の長さであります。

復興に向けた歩みが進展し、元気に学校生活を送る児童生徒がいる一方で、長期化する仮設住宅での生活を余儀なくされているなど、いまださまざまな困難や制約を受けている子供たちもおります。

教育委員会といたしましては、新しい教育委員会制度に完全に移行して2年目を迎えますが、今後におきましても、総合教育会議などの場を活用し、町長と教育委員会との一層の連携を深めながら、現下の課題に適切に対応しつつ、中長期的な展望も見据えながら、学校教育、生涯学習の推進に取り組んでまいります。

以下、主な施策の大要について申し上げます。

第1は、おおつち型教育プロジェクトの推進であります。

おおつち型教育は、生涯を見通した学びのプロセスを町民全てが共有・実践することにより、持続可能なまちづくりに資する仕組みづくりであります。「つながる育ち、ひろがる学び」をスローガンに、学校教育と社会教育の融合を図りながら、「町で育て、

町が育つ」ことを目指し、幼稚園、保育園等の就学前教育から高校教育、いわゆるゼロ歳から18歳までの連続した学びの保障に努めてまいります。

次に、小中一貫教育校の教育の充実についてであります。

ふるさと大槌の将来そのものを創造する人材を育成するため、小学校と中学校がより連携を深め、義務教育段階を切れ目なく学ぶ仕組みとしての小中一貫教育の充実を図ってまいります。

小中一貫教育における「9年間を貫く学び」は、授業・短学活・家庭学習の大槌型基本スタイルにより、子供たちの主体的・協働的な学びを保障します。また、本町独自の教科であるふるさと科の学習を通して、ふるさとに生まれた誇りを持ち、ふるさとの歴史、自分のなれ親しんだ郷土の伝統、そして文化を我がこととして、全国に、世界に発信できる人材を育成します。

平成29年度からは、読書活動の充実を図るために、学校図書室と町立図書館を連携し、円滑な運営に資する目的で、図書館司書を配置してまいります。

また、平成28年度より、児童生徒の英語力の向上やグローバル化に対応できる人材を育成するため、姉妹都市のフォートブラッグ市から外国語指導助手を招聘し指導の充実を図っておりますが、今年からは、震災以前に実施しておりました生徒間交流事業の再開に向けて取り組んでまいります。

不登校やいじめに関しましては、いじめ対策基本方針にのっとり、いじめの防止、早期発見、早期解決に向けて取り組んでいきます。そのため、学校教職員、保護者、関係機関や放課後の子供の居場所にかかわるNPO等の各種団体と連携しながら情報を共有し、個々に応じたきめ細かな心のケア等の支援に努めてまいります。

次に、通学環境の改善であります。

現在、児童生徒は徒歩・自転車・スクールバスで通学しておりますが、これまで同様に復旧・復興工事に伴い、通学時の安全確保が課題となっているところであります。

教育委員会といたしましては、交通安全プログラムにおいて、町、県、三陸国道事務所、警察、工事に携わっている関係機関と連携し、環境改善や歩道、路側帯の整備を実施してまいりました。また、昨年は大槌学園の移転に伴い、通学路検討委員会において、通学路の点検を実施し決定したところであります。

しかしながら、道路復旧・復興工事の進捗状況によっては、今後も改善の必要が予想されることから、その都度状況に合わせた改善を実施してまいりたいと考えております。

あわせて、これまでも配置しておりましたが、登下校時に合わせて交通保安員を配置し、児童生徒の通学時の安全を確保してまいります。

同様に、通学バスに関しましても、効率的で安全な運行に努力してまいります。

次に、コミュニティー・スクールの推進についてであります。

平成28年に設置しました大槌町コミュニティー・スクール協議会を核としながら、各学園の学校運営協議会において学校評価・検証を行い、大槌町総がかりで子供たちを育てていく仕組みを充実、発展させてまいります。

あわせて、学校支援コーディネーターにより、地域の人材と学校を結び、地域や関係機関との連携で防災教育及び体験学習等を推進し、地域に支えられ、地域を支える学校づくりに努めてまいります。

このほか、チーム大槌として、学校支援施設と連携してつくる放課後学習支援や安全・安心な居場所づくりでは、こどもセンター、吉里っこスクール、エルシステマ、NPOカタリバや明治学院大学との連携で、土曜学びの場・長期休業における季節学びの場を開催し、さまざまな学びや体験活動を通じて、子供たちの興味・関心を引き出しながら学力の向上に努めてまいります。

次に、社会教育施設の復旧及び魅力ある社会教育の推進について申し上げます。

生涯学習の中心的役割を担う社会教育においては、町民の生涯の各時期における学習機会の提供や、社会参加活動の推進に努めることが重要となります。

そのため、地域の生涯学習・コミュニティー活動の拠点となる被災した公民館分館の早期整備に努めてまいります。また、再建された安渡分館については、公民館活動を活発化させるとともに、地域のコミュニティーの再生に努めてまいります。

新しい図書館については、（仮称）御社地エリア復興拠点施設の複合施設として、このほど工事が着工されましたが、「ひとづくり、まちづくり」につながる図書館を目指し、建設を進めてまいります。

次に、芸術文化の推進、文化財の積極的活用と保存について申し上げます。

震災で大きな影響を受けた郷土の伝統文化の再生と文化財の保護活用は重要な取り組みの1つであります。

そのため、伝統芸能の伝承に力を入れ、地域文化の保存、継承を通じて地域の活性化と心の復興に取り組んでまいります。

また、おおつち学講座の開催や、町の文化財に指定されている淡水型イトヨについて、

研究者の助言を受けながら情報を発信するなど、大槌の歴史、文化の活用を図ってまいります。

埋蔵文化財調査では、復興事業に伴う大規模な遺跡調査が終息し、今年度も前年度に引き続き調査が完了した遺跡の整理作業を中心に進めてまいります。今後におきましても、当町の貴重な埋蔵文化財の保護と活用を積極的に推進してまいります。

次に、スポーツ・レクリエーション活動の推進について申し上げます。

生涯を通じて誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる生涯スポーツの推進を積極的に進めてまいります。

そのため、野球場やサッカー場など運動施設の復旧を急ぐとともに、新町仮設グラウンド、栄町仮設グラウンドの有効活用を図ってまいります。特に、栄町仮設グラウンドは、人工芝の敷設と夜間照明を整備しており、多様な種類のスポーツができる運動施設となります。

以上、本年度の大槌町の教育行政に係る施策の概要について申し述べました。

これからの大槌の未来を担う子供たちを健やかに育てることは、町民の願いであり、教育にはそれを実現していく使命があります。大槌の宝である子供たちは、これからの大槌の地域社会の形成者であります。大槌の子供たちが急速に変容するこれからの時代をしっかりと生き抜いていく力を身につけることができるように、今後、より一層、学校、家庭、地域、行政が一体となって、大槌の教育の充実、発展に向けて全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます、教育行政方針の所信といたします。

○議長（小松則明君） 11時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時04分

○

再 開 午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第 5 報告第 1号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第 6 報告第 2号 損害賠償額の専決処分の報告について

日程第 7 報告第 3号 大槌町東日本大震災津波復興計画実施計画（第3期）の策定について

- 日程第 8 議案第 1 号 大槌町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 2 号 大槌町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 10 議案第 3 号 大槌町こども教育センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 6 号 大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 7 号 大槌町特別会計条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 8 号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 9 号 大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 10 号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 11 号 大槌町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 12 号 大槌町簡易給水施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 20 議案第 13 号 大槌町簡易水道事業給水条例を廃止する条例について
- 日程第 21 議案第 14 号 大槌町簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 22 議案第 15 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 23 議案第 16 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 24 議案第 17 号 財産の取得について
- 日程第 25 議案第 18 号 財産の取得について
- 日程第 26 議案第 19 号 財産の処分について
- 日程第 27 議案第 20 号 町及び字の区域を変更することについて

- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて
- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度大槌町一般会計補正予算（第 6 号）を定めることについて
- 日程第 3 1 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
- 日程第 3 2 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を定めることについて
- 日程第 3 3 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度大槌町下水道事業会計補正予算（第 4 号）を定めることについて
- 日程第 3 4 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）を定めることについて
- 日程第 3 5 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を定めることについて
- 日程第 3 6 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
- 日程第 3 7 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度大槌町水道事業会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
- 日程第 3 8 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度大槌町一般会計予算を定めることについて
- 日程第 3 9 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて
- 日程第 4 0 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- 日程第 4 1 議案第 3 4 号 平成 2 9 年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについて
- 日程第 4 2 議案第 3 5 号 平成 2 9 年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて
- 日程第 4 3 議案第 3 6 号 平成 2 9 年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第44 議案第37号 平成29年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第1号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてから、日程第44、議案第37号平成29年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてまでの40件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。議案第1号大槌町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについては町長から、それ以外については総務部長から説明を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 本定例会におきまして1件の人事案件を提出いたします。

議案第1号大槌町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、現教育委員の沼田義孝氏が本年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き同委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

沼田氏の住所は、大槌町大槌第16地割10番地6。

生年月日が昭和28年1月24日の64歳。

任期は本年4月1日から平成33年3月31日までの4年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格、見識ともすぐれ、適格者と考えております。

以上、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 平成29年第1回大槌町議会定例会における人事案件を除く報告3件、議案36件につきまして一括で提案理由を申し上げます。

報告第1号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、桜木町地区避難路整備工事の変更契約に関し専決処分をしたことから報告するものであります。

報告第2号損害賠償額の専決処分の報告については、公用車による物損事故の損害賠償額の専決処分の報告であります。

報告第3号大槌町東日本大震災津波復興計画実施計画（第3期）の策定の報告については、平成29年度から平成30年度までの2年間の計画を策定したことから報告するものであります。

議案第2号から議案第14号までは条例の制定、一部改正及び廃止の条例であります。

議案第2号大槌町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定については、町が実施する携帯電話等エリア整備事業に要する費用の一部に充てるため、利益を受ける電気通信事業者から分担金を徴収するため当該条例を制定するものであります。

議案第3号大槌町こども教育センターの設置及び管理に関する条例の制定については、当該施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めるために制定するものであります。

議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び岩手県人事委員会勧告に鑑み、扶養手当の支給額等の所要の改正であります。

議案第5号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第6号大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号大槌町特別会計条例の一部を改正する条例については、平成20年度に策定した大槌町簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業を水道事業会計に統合することから、簡易水道事業特別会計を廃止するものであります。

議案第8号大槌町町税条例等の一部を改正する条例については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令及び特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が公布されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第9号大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、本年3月に完成する花輪田地区集会所及び臼澤寺野地区ふれあい集会所について、必要な事項を定めるものであります。

議案第10号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例については、新たに管理が開始される本町町営住宅、上町町営住宅及び吉里吉里第2町営住宅について必要な事項を定めるものであります。

議案第11号大槌町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、平成20年度に策定した大槌町簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業及び簡易給水施設（白銀・和野地区）が水道事業と統合することから、必要な事項を定めるものがあります。

議案第12号大槌町簡易給水施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、平成20年度に策定した大槌町簡易水道事業統合計画に基づき、簡易給水施設（白銀・和野地区）が水道事業と統合することから、当該条例を廃止するものであります。

議案第13号大槌町簡易水道事業給水条例を廃止する条例については、平成20年度に策定した大槌町簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業が水道事業と統合することから、当該条例を廃止するものであります。

議案第14号大槌町簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例については、平成20年度に策定した大槌町簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業が水道事業に統合することから、当該条例を廃止するものであります。

議案第15号工事請負契約の締結については、中央公民館防災施設整備工事に係る契約であります。

議案第16号工事請負契約の締結については、林道古廟伸松線災害復旧工事に係る契約であります。

議案第17号財産の取得については、町方地区（本町1・上町）災害公営住宅に係る財産取得であります。

議案第18号財産の取得については、（仮称）大槌学園小中一貫教育校グラウンド等の財産取得であります。

議案第19号財産の処分については、寺野地区の町有地を岩手県立大槌病院用地として売却処分するものであります。

議案第20号町及び字の区域を変更することについては、安渡、赤浜地区の土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業に伴い、新たに整備される道路界をもって町及び字の区域を変更するものであります。

議案第21号町道の路線認定及び廃止については、17路線の町道認定、3路線の全部廃止であります。

議案第22号大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについては、町方鉄道施設復旧事業の追加に係る変更が重要変更にあたることから、議会の議決を必要とする

ものであります。

議案第23号から議案第30号までにつきましては、各会計の平成28年度補正予算であります。

議案第23号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについては、歳入歳出予算から18億707万3,000円を減額し、歳入歳出総額を546億7,089万8,000円とするものであります。第2条では繰越明許費の追加19件、変更9件の補正。第3条では債務負担行為の追加3件、変更4件の補正。第4条では地方債の変更6件、廃止1件の補正であります。

議案第24号平成28年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、歳入歳出予算に2,693万1,000円を追加し、歳入歳出総額を22億7,377万6,000円とするものであります。

議案第25号平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについては、歳入歳出予算から783万9,000円を減額し、歳入歳出総額を2,718万1,000円とするものであります。第2条では地方債の廃止1件の補正であります。

議案第26号平成28年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについては、歳入歳出予算から21億2,245万2,000円を減額し、歳入歳出総額を38億7,492万円とするものであります。第2条では繰越明許費の追加2件の補正。第3条では債務負担行為の変更1件の補正。第4条では地方債の変更1件の補正であります。

議案第27号平成28年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、歳入歳出予算から7億9,839万6,000円を減額し、歳入歳出総額を10億5,800万9,000円とするものであります。第2条では繰越明許費の追加2件の補正。第3条では債務負担行為の変更1件の補正。第4条では地方債の変更1件の補正であります。

議案第28号平成28年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、歳入歳出予算に2,600万円を追加し、歳入歳出総額を14億3,343万3,000円とするものであります。

議案第29号平成28年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、歳入歳出予算から309万8,000円を減額し、歳入歳出総額を1億1,929万円とするものであります。

議案第30号平成28年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

は、収益的支出の予定額に4億9,075万1,000円を追加し、予定額総額を7億2,525万4,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出において、収入予定額から7億1,187万2,000円を減額し、予定額総額を13億692万4,000円とするとともに、支出予定額から7億1,187万3,000円を減額し、予定額総額を14億6,061万4,000円とするものであります。第4条では企業債の変更2件の補正であります。

議案第31号から議案第37号までにつきましては、各会計の平成29年度予算であります。

議案第31号平成29年度大槌町一般会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を548億8,000万円と定めるものであります。第2条債務負担行為については7件、第3条地方債については17件であります。

議案第32号平成29年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を21億9,792万7,000円と定めるものであります。

議案第33号平成29年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を61億3,770万円と定めるものであります。第2条債務負担行為については1件、第3条地方債については1件であります。

議案第34号平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を18億6,776万3,000円と定めるものであります。第2条債務負担行為については1件、第3条地方債については1件であります。

議案第35号平成29年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を13億8,180万6,000円と定めるものであります。

議案第36号平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を1億2,105万円と定めるものであります。

議案第37号平成29年度大槌町水道事業会計予算を定めることについては、収益的収入及び支出の予定額を収入で3億262万5,000円、支出で3億1,279万5,000円とするものであります。資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入で19億2,292万5,000円、支出で20億1,386万3,000円とするものであります。第5条企業債については2件となっております。

以上、一括で提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局の説明は終わりました。

最後に、皆様にお諮りいたします。

後日予定しております予算特別委員会において、議事をスムーズにするため、皆様か

ら前もって資料請求を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、6日、月曜日、午後5時までに必要な資料名を事務局へ申し出てください。

本日はこれをもって散会といたします。

あす3月4日から6日までは議案思考のため休会とし、7日火曜日は午前10時より再開いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散 会 午前11時29分